

令和7年9月2日

自由民主党愛知県支部連合会

会長 丹羽 秀樹 様

愛知県社会保険労務士政治連盟

会長 富田 謙



## 愛知県社会保険労務士会 要望書

社会保険労務士は、昭和43年の制度発足以来、労働社会保険諸法令に関する唯一の国家資格者として、企業の円滑な労使関係の構築、労働環境の改善、さらには労働関係紛争の未然防止など、様々な形で社会に貢献してまいりました。現在、全国47都道府県社会保険労務士会の会員数は、令和7年3月31日現在で4万6,237人、愛知県では2,952人(全国3位)となっております。

つきましては、労務管理及び労働社会保険に関する諸法令を取扱う専門家として、下記のとおり要望申し上げます。

### 記

#### 【国の施策への要望、提言】

1 近年、深刻化している「労働力不足への対応」・「労働生産性の向上」・「多様で柔軟な働き方の定着」等の課題に対し、働き方改革推進支援センターにおいてはもとより、個別にも労使双方への手厚い支援が必須となっています。また、かねてより、「少子高齢化に配慮した社会保障制度の改訂」も課題となっています。社会保険労務士は、このような現状を見据え、これまで企業および個人に対して相談、指導を行ってきた経験を数多く蓄積しております。ぜひとも、国の労働・社会政策・公的支援全般につきまして、社会保険労務士の積極的活用をお願いいたします。

#### 2 各種手続きのデジタル化への対応について

行政に関する各種手続きのデジタル化はますます進んでいきます。しかし、すべてを民間企業任せにすることで発生しやすい「労務管理の質の低下」を考慮すると、ある程度の統制も必要かと考えます。クラウド方式における労働・社会保険関連のデータ入力や情報管理については、長期的視野に立った労務管理を得意とする社会保険労務士の関与を確保するとともに、労務監査の法制化、あるいは、一定規模の事業所への労務監査の義務化等、事業所の労務状況を継続的に把握できる新たな仕組みの導入を要望いたします。

#### 【愛知県、名古屋市等の施策への要望、提言】

1 公契約における労働条件審査の導入について

愛知県公契約条例では、「一定の労働条件を満たす公契約について、労働者等の適正な労働条件の確保と労働環境の整備が図られていることを確認するために必要な措置をとる」としています。しかし、対象事業者の自己申告ベースによる対応では労働条件の確保は不十分と言わざるを得ません。各自治体の費用対効果や企業への改善提案等も考慮し、公契約時には社会保険労務士による労働条件審査を併用するよう推奨をお願いいたします。

現在、全国各地の社会保険労務士会による審査実績は、中央省庁・自治体など約40団体、審査対象事業所数は507事業所となっています。愛知県においては、これまで岡崎市、蒲郡市の事案について労働条件審査を実施しています。

## 2 大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定について

地震、津波、豪雨その他大規模な災害が発生した場合、自治体と愛知県社会保険労務士会が事前に協定を締結しておくことにより、被災者の生活基盤の確保および被災企業の事業の安定を図るべく、被災時にすみやかに相談・支援体制を提供することができます。ぜひ、より多くの自治体と大規模災害協定を締結できますよう、お力添えをお願いいたします。

現在、名古屋市、一宮市、春日井市、常滑市、半田市、長久手市、小牧市、南知多町、稲沢市、津島市、愛西市、日進市、大府市、豊橋市、蒲郡市、みよし市、豊川市、犬山市、武豊町、豊明市、尾張旭市、岡崎市、大口町、西尾市の24市町との間で協定を締結しております。

## 3 労働教育について

これからの労働社会保険制度を支える世代に対し、「働くこと」や「社会全体で支えあうこと」の意義を伝えることは大変重要であります。愛知県社会保険労務士会は、社会貢献事業の一環としてワークルールの出前授業を毎年6千名の若年層に実施しています。この活動は教材も含め社会保険労務士会の持ち出しにて運用されていますが、現財政規模ではこれ以上の充実が難しくなっております。そのため、対象となる自治体等には財政面での支援をお願いさせていただいておりますので、ぜひお力添えをいただきますようお願いいたします。

## 4 「働き方改革」について

「働き方改革」につきましては、厚生労働省のみならず自治体においても相談窓口の設置や事業所の改善指導等が進められています。労働者の福祉と事業の健全な発展に資する「働き方改革」とするためには、社会保険労務士の知見や経験などを活用することで、より円滑に有効性の高い施策を提供することができると思料されます。「働き方改革」に関わる自治体の施策におきましては、ぜひとも社会保険労務士を活用していただきますようお願いいたします。

## 5 各種委員会・審議会等における「有識者」としての社会保険労務士の活用について

社会保険労務士には実務と並行して研究活動を行う者も増えております。実務感覚と学識の双方を有する社会保険労務士は、各自治体における各種委員会や審議会等においてその知見が大きく

活用できると考えております。すでに、豊川市公契約条例審議会や愛知県男女共同参画審議会においては社会保険労務士が委員として活動しています。各種委員会や審議会等における委員として、ぜひとも社会保険労務士を推奨していただきますようお願いいたします。

## 6 がん患者就労支援について

がん患者の約3人に1人は20歳から64歳までの就労可能年齢であり、がん治療と並行して労働環境を整えていくことが、労働人口の減少抑止の観点からも極めて重要であります。そのため、治療と就労の両立支援、復職および再就職支援、あるいは企業における休職制度や柔軟な働き方の導入など、がん患者の雇用の維持確保が焦点となっています。愛知県社会保険労務士会では、がん診療拠点病院内のがん相談支援センターに社会保険労務士を派遣し、患者ごとの病状に合わせた就労相談業務を実施しております。社会保険労務士が、より多くの病院にてより多数の患者を支援できる機会をいただきますよう、強くお力添えをお願いいたします。

なお、現在は、県内がん診療拠点病院19病院(愛知県知事指定病院5、厚生労働大臣指定病院14)にて相談業務を実施しております。また、本事業は、がんだけでなく、難病やうつ病等精神的な病気、慢性疾患をお持ちの患者への対応など、より広範な人材の活用に発展し得るものと考えております。

## 7 (一社)社労士成年後見センター愛知について

愛知県社会保険労務士会では、「一般社団法人 社労士成年後見センター愛知」を平成26年に設立しております。現在、受任事案は微増の状況にありますが、まだまだ認知度が低いと判断せざるを得ません。特に公的年金等の知見を活用した成年後見の実施など、各自治体や社会福祉協議会等への積極的なお声掛けをお願い申し上げます。

以上